農業協同組合の見直しに関する意見

平成 26 年 11 月 12 日規 制 改 革 会 議

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、成長産業化に向けて、農業団体 を含めた意欲ある主体が精力的な事業展開を図ることが喫緊の課題である。

このような観点から、「規制改革実施計画(平成26年6月24日 閣議決定)」において、農業協同組合(農協)の見直しが盛り込まれたところである。規制改革会議としては、この見直しを通じ、①各単位農協(単協)が協同組合の精神を活かしつつ会社経営のノウハウも活用し、「農業所得を向上」させること、②連合会・中央会は単協の自由な経営を尊重し、これを制約せず、ニーズに応じた支援に徹すること、が重要であると考えている。

本年 11 月 6 日、全国農業協同組合中央会(全中)が「JAグループの自己改革について(自己改革案)」を公表したことを受け、現時点で規制改革会議として以下のとおり改革の方向性を提言するものである。なお、今後の検討の進展を踏まえて、さらなる提言をとりまとめることも検討したい。

1. 中央会(全中・県中(都道府県農業協同組合中央会))

(1) 自己改革案によれば、中央会の経営相談・監査機能、代表機能及び総合調整機能などを実施するため、農協法上の措置が必要とされている。

しかし、中央会は単協が自主的に組織する純粋な民間組織として、自らの実力で組織を束ねればよい。全中によれば、前述の諸機能は組合員・単協から求められているとのことであるが、それならば法律上の権限を背景とすることなく任意の求めに応じる形で、関連する事業を遂行していくことができるはずである。

また、例えば過去、中央会の活動が公正取引委員会から問題視されてきたことなど、これまでの活動実態にも十分な留意が必要である。

これらの点に鑑みれば、全中、県中とも後継組織が業務を行うに当たり法的裏付けは必要ない。

(2) 特に、単協の経営相談と監査を同一の主体が実施することは、「監査の独立」 により、その信頼性を確保していく上で問題がある。全中監査は真の意味での外 部監査とは言い難い。

また、全中の主張するところによれば、単協の経営健全性と適正な運営を担保するためには、会計監査と業務監査を一体的に実施する「単協の特質を踏まえた監査制度」が必要ということであるが、ここで示される業務監査が一般の株式会社のそれとどのように異なるのか、明確ではない。基本的には、株式会社と同様、業務監査の客観性とその品質の向上は、単協自らが役員に多様な人材を入れることなどを通じて担保されていくべきである。

仮に会計監査との一体的な実施が単協のニーズに合致する場合であっても、それはあくまでも単協の任意の求めに応じて行われるべきものである。農協信用事業の信用力を維持するためにも、全中監査の義務付けは廃止することが必要である。

なお、公認会計士は昭和25年(中央会制度発足の4年前)には約400名であったものが現在3万4千名となっており、この10年間をみても2倍以上に増加している。地域ブロック別にみたとき、相対的に数が少ない地域においても、相当数(最も少ない沖縄で65名、その次に少ない南九州、四国で200名以上(昨

年末時点))の公認会計士が存在しており、農協数を大きく上回る数の株式会社が一般の監査法人の監査を受けていることにかんがみれば、全国の農協が同様の 監査を十分受け得る。

- (3) よって、純粋な民間組織として自由かつ自主的・自律的に活動するためにも、 農業協同組合法(農協法)から中央会に関する規定を削除することが適切であり、 後継組織は経団連等と同様、一般社団法人となり、会員のリクエストに応じた調 整等を行えばよい。
- (4) 5年間(平成31年6月まで)で農協改革の成果をあげるためにも、中央会の 一般社団法人への移行は早く行うことが必要であり、移行期間は極力短くするべ きである。

2. 准組合員

- (1) 農協法制定時の准組合員数は正組合員数の1割である一方、現在は正組合員数より多い。自己改革案においては、准組合員の事業利用についてのルール化の方向性が示されないのみならず「准組合員を農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーとして位置付け、准組合員の単協事業・運営への参画を推進」する旨の方向性が示されている。そうなれば、「農業者の協同組織」という農協の原点から一層乖離することになる。
- (2)地域振興のためのサービス提供が必要であれば、そのために必要な機能を会社化・生活協同組合化する方が、むしろ幅広く柔軟なサービス提供が可能になる。このため、准組合員利用量の規制は、数値基準も明確にした上で極力早く導入するべきである。
- 3. 全国農業協同組合連合会(全農) 経済農業協同組合連合会(経済連)
 - (1)規制改革実施計画においては、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には全農・経済連の株式会社化を前向きに 検討するよう促す旨定められている。
 - (2) 自己改革案では、この点について、「会員総代の合意形成が前提」「独禁法の 適用除外が外れた時の事業の影響等も引き続き検討」とされており、未だ明確な 方向性が示されていない。全農・経済連が農業者・単協のための新たな業務を本 格的、効率的に行うためには、会社化によって農協法の規制・監督から解放され、 自由な経営を行うことが適当であるため、速やかに規制改革実施計画に沿った形 で合意形成がなされるよう期待するものである。

4. その他

- (1) 自己改革案では、販売・購買事業を改革し、創意工夫ある販売等を目指すべき 方向として掲げているが、本気でこのような改革をするなら、役員の多様性確保 が最も重要である。経済界とも連携して、食品の流通・加工業界等の人材を登用 する仕組みを作るべきである。
- (2) これまでの農協合併は、農業を強くするというよりもむしろ、信用事業の破綻防止・破綻処理が中心であり、今後の農協合併や農協間連携など農協組織の最適化については、より戦略的に考えるべきである。また、単協同士の切磋琢磨を促進すべきである。